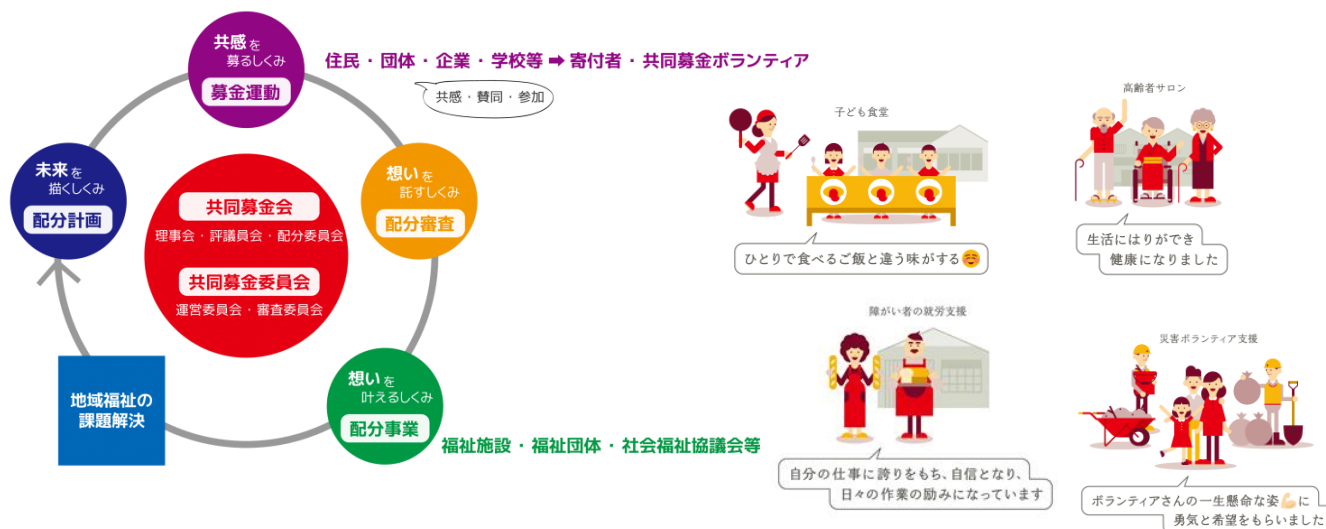




赤い羽根共同募金は、「しづんの町を良くするしくみです。」

赤い羽根共同募金は、戦後間もない昭和 22(1947)年に、市民が主体の民間運動として始まりました。当初は戦後復興の一助として、被災した戦災孤児等、福祉施設を中心に支援が行われ、その後、法律(現在の「社会福祉法」)に基づき、地域福祉の推進のために活用されてきました。

社会の変化の中、赤い羽根共同募金は、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、さまざまな地域福祉の課題解決に取り組む民間団体を支援する、「しづんの町を良くするしくみ。」として、平成 28 年に創設 70 周年を迎えました。



配分申請から事業実施までの流れ(令和3年度配分申請・令和4年度実施事業)

① 配分申請

期間 令和3年(2021年)9月1日(水)~11月30日(火)

方法 電子メール又は郵送

窓口 社会福祉法人長野県共同募金会

② 募金運動

令和3年(2021年)9月1日(水)~令和4年(2022年)3月31日(木)

※申請事業を実施するための募金活動を全国一斉に実施します。

③ 配分審査

令和4年(2022年)3月(予定)

本会の配分委員会において申請書に基づき配分審査を行います。

④ 配分決定

令和4年(2022年)3月(予定)

本会の理事会及び評議員会において募金実績に基づき配分を決定し、配分決定となった団体には決定通知書を交付します。

⑤ 配分事業実施

令和4年(2022年)4月1日(金)~令和5年(2023年)3月31日(金)

事業実施後、交付請求及び事業報告・精算を行っていただきます。(事前交付可)

また、寄付者に対するお礼(ありがとうメッセージ)を作成いただきます。

